

明光サッカースクール 会員規約

第1条 名称および所在

- 1 明光サッカースクール（以下、当スクール）は、株式会社明光ネットワークジャパン（以下、明光）、また明光に加盟するフランチャイズ加盟者が運営いたします。
- 2 当スクールは、東京都新宿区西新宿 7-20-1 に本部を設置しております。

第2条 目的

当スクールは、プロコーチによるレッスンを通じて、1人ひとりの能力に応じたサッカーに必要な技術・戦術・センスを習得し、また心身の健全な育成と人格の形成を図り、スポーツの振興に寄与することを目的とし、生徒指導を行っております。

第3条 入会手続きおよび会員資格

- 1 当スクール会員規約にご同意いただき、所定の入会手続きを完了した上で、別途定めるレッスン開始日にレッスンを受講した時点をもって、会員資格を得た（以下、スクール生）ものいたします。
- 2 会員資格は、入会してから中学校卒業まで有効いたします。
- 3 入会時には、入会金 5,000 円（税抜）を申し受けます。また、兄弟姉妹入会の場合（1人目のスクール生が休会・退会していない場合に限る）は、2人目より入会金は無料といたします。

第4条 登録手数料（損害保険料を含む）

- 1 当スクールの会員は、毎年登録手数料（損害保険を含む）1,111 円（税抜）をお支払いいただきます。
- 2 登録手数料は、年度単位での更新（毎年3月末）となりますので、入会時、また更新時に所定金額を当スクールへお支払いいただきます。なお、手続きは、当スクールにて行います。
- 3 当スクールの損害保険は、レッスン中、また自宅から当スクールまでの往復中での事故等による負傷が対象となります。

第5条 負傷時の対応および免責事項

- 1 スクール生が、レッスン中に負傷した場合は、当スクールのコーチ・スタッフが応急措置を施し、必要に応じて病院への搬送等を行います
- 2 当スクールの管理外で生じた事故等による負傷、また当スクールの管理内であっても、コーチ、またスタッフの指示に従わないことに起因する事故、またそれに伴う負傷については、当スクールはその責任を一切負いかねます。

第6条 スクール維持費

当スクールは、スクール維持費 2,000 円（税抜）を毎月の月会費と共にお支払いいただきます。このスクール維持費は、施設維持費・水道光熱費・通信費・生徒管理料等として利用させていただきます。

第7条 月会費等のお支払方法

- 1 当スクールは、月謝制（月極契約）、前納制となっております。原則として、毎月 27

日に翌月の月会費等をご指定していただいた口座より自動振替にてお支払いいただきます。

2 自動振替に必要な口座情報のご登録は専用 Web ページにてご登録いただきます。ご利用時にかかるパケット通信料はお客さまのご負担となります。

3 お支払いいただいた入会金、月会費・維持費、スクールセット等につきましては、レッスン受講の有無、ユニフォームの使用有無を問わず、法令の定め、または当スクールが認める理由がある場合を除き返金はいたしかねますのでご了承ください。

4 スクールでは現金の取扱いは、一切行なっておりません。スクールへ現金をご持参いただいても受領できません。

第8条 休会・退会および各種契約の変更

1 休会・退会をご希望される場合は、休会・退会する月の休退会手続き期限（毎月8日。但し、8日が土日祝祭日の場合は、その前日）までにスクールまた本部へお申し出の上、スクールにて休退会お手続きをお願いします。当月末日をもって休会・退会となります。（例 3月31日にて休会・退会をご希望される場合には、3月8日までにお申し出ていただく必要があります。） 2 当月の休退会手続き期限を過ぎての当月末休退会はできません。その場合、翌月末退会となります。

3 週回数の変更または曜日の変更をご希望される場合の変更期限（毎月8日。但し、8日が土日祝祭日の場合は、その前日）までにスクールまたは本部へお申し出の上、スクールにてお手続きをお願いします。翌日より変更となります。

4 休会した場合、中学校卒業まで再度入会金を納入することなく、いつでも復会することができます。

第9条 レッスン

1 レッスンは、4週制、原則29日以降はお休みとなります。レッスン実施日は、各スクールの予定表にてご確認ください。

2 試合の前や夏休み等の長期休暇時等、お申込み頂いている週回数に加え、いつでもレッスンの追加受講（1回 1,500 円(税抜)）をして頂けます。（例 週2回のレッスンを受講しているが、春休みのため通常に加えて3回分のレッスンを追加受講）

第10条 ユニフォーム

当スクールにてレッスンを受講する際は、指定のユニフォームをご着用ください。

第11条 キャンセルおよび振替

1 当日のレッスンをキャンセルされる場合は、会員システムにてキャンセル登録を行ってください。ご連絡をいただけなかった場合（無断欠席）は、振替レッスン受講の権利が付与されませんのでご注意ください。尚、振替レッスンの欠席につきましては振替キャンセルとして承ります。振替期限内でご受講ください。

2 振替レッスンは、必ず事前に予約してください。事前に予約しない場合は、振替レッスンを受講できません。

3 怪我や入院など長期のお休みにつきましては、スクールスタッフまでご相談ください。

個別に対応いたします。

4 振替レッスンの中止の場合は中止日より1週間以内にレッスンを再受講ください。

第12条 レッスン中止

1 荒天による当スクール施設側の利用中止、またレッスンを実施した場合にスクール生が怪我をする危険が予見される場合などは、レッスンを中止とする場合があります。この場合、中止となったレッスンを受講する予定であったスクール生には、振替レッスンを受講する権利を付与いたします。

2 レッスン中止の連絡は、当スクール会員システムでお知らせする他、ご登録いただいたメールアドレスへご連絡いたします。

第13条 振替レッスン受講権利

レッスンの中止、またキャンセル連絡より発生した振替レッスンを受講する権利は、中止（キャンセルの場合はキャンセルしたレッスン日）から起算して30日以内に消化してください。期限を超過した場合には、振替レッスン受講の権利は消滅いたします。

第14条 個人情報管理

（1）利用目的

- ① レッスン指導、面談記録、請求に関する事務処理など当スクールのサービス提供のため
- ② 上記①の利用目的の達成に必要な範囲での明光サッカースクール本部、業務提携先などへの提供のため
- ③ 当スクールの他、学習支援に関する商品・講座などの情報サービスのご案内のため
- ④ 上記①③に関するマーケティング（アンケートのお願い等）活動、顧客動向分析、調査分析のため
- ⑤ ご質問に返答するため

（2）第三者提供について

当スクールは、以下の場合を除きご提示いただいた個人情報を第三者へ提供することはありません。

- ① 上記利用目的（1）・②に対する本人の同意を得たとき。但し、提供先とは秘密保持に関して取り決め、お客様の個人情報保護に努めます。また名簿会社などに販売・譲渡・貸与することは一切ありません。
- ② 法令に基づく場合。
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。
- ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第15条 スクール生の遵守事項

① レッスン開始時間には遅れないようにしてください。また、キャンセルに限らず体調、健康状態に異変があると思われる場合は、事前に当スクールまでご連絡ください。

- ②スクールまで通う際は事故に注意し、また危険な行動や他人の迷惑になるようなことはしないでください。
- ③スクール内の諸施設・備品等は大切にし、破損したり汚したりしないでください。
- ④車で通学する場合には、道路に駐車せずに駐車可能な場所に駐車してください。
- ⑤本規約に違反した場合、スクールの運営を妨害した場合、スクールの信用を毀損した場合、またスクールの運営に支障があったと当スクールが判断した場合には、全体に与える影響を考慮して除名（強制退会）とすることがあります。

第16条 除名（強制退会）

1 月会費等のお支払いが遅れ2ヶ月分滞納された時点で、除名（強制退会）いたします。強制退会後の復会は原則として認めておりません。

2 除名となった場合でも、滞納金は免除となりません。

第17条 細則等

本規約に定めのない次項およびルール等の細則は、当スクールが別途定めます。

第18条 本規約の更新等

当スクールは、自らが必要と判断した場合、会員の承諾を得ることなく、随時本規約を追加、変更または削除（以下、変更という）することがあります。会員は、当スクールが本規約等を随時変更すること、および利用条件等が変更後の本規約等によることを了承するものとします。本規約等の変更後の内容の告知は、当スクール会員サイトのお知らせ欄（<https://my.ptsc.jp/meikoss/>）へ掲載するものとし、特段の指定がない限り、当該告知が掲載された時点から変更の効力が生じるものとします。

以上

（2023年4月1日改訂）